



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。

今年の3月に Google のコンピューターソフト AlphaGo が、世界的な囲碁棋士である韓国のイ・セドルに勝った(4勝1敗)ことは、覚えている方も多いと思います。囲碁は将棋やチェスよりも複雑ですから、コンピューターが人に勝つのはもうしばらく先だと言われていたのですが、AlphaGo は自分の中で対戦しながら、さらに強くなっていくようです。また、AI(Artificial Intelligence; 人工知能)と言えば、車の自動運転の話も最近よく耳にします。基礎技術はだいたい完成しているようですから、こちらは実用化に向けての詰め段階でしょう。



では、医学の診断についてはどうでしょうか。世の中にはいろいろあって、アメリカで Human Dx(Human Diagnosis Project) というプログラムが、オンラインで公開されています。参加するには、個人情報などいろいろ入力しなければならないので私は試していませんが、このプログラムと実際の医師の診断を比較した結果が、JAMA という医学雑誌に掲載されていました。45例の模擬症例について234名の医師とコンピューターの正診率を比較したのですが、第一診断についての正確率が医師で72.1%だったのに対してコンピューターで34.0%、また3つまでの診断名を回答した場合の正解率がそれぞれ84.3%と51.2%と、いずれも医師の方が正解率が高かったです。医師の内訳は指導医が71名、レジデントが171名、インターン(日本の初期研修医相当)が42名でしたが、正解率は71.8%、72.5%、72.0%でした。コンピューター診断は現時点では未完成だ、という結論になるのですが、解釈上微妙なところもあります。医師の経験に応じて正解率が上がらないのは、症例に問題があるのかもしれませんが、コンピューターは初歩的な見落としをしている可能性があり、その場合アルゴリズムの改善で正診率の向上が期待できるように思います。

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆ 12月10日(土) ピアノとヴァイオリンのデュオ
【山本絵理さん、遠藤百合さん】
- ◆ 12月16日(金) クリスマスコンサート
【馬場尊子さん、ミュージックタイムの皆さん】
- ◆ 12月17日(土) 合唱コンサート
【歌おう会の皆さん】
- ◆ 12月23日(金) ピアノコンサート
【安田章夫さん】
- ◆ 12月24日(土) ゴスペルコンサート
【ワイルドオルガンの皆さん】



1階事務室よりお知らせ

年末年始の予定は下記の通りとなっております。ご不便をおかけいたしますが、ご了承ください。

〇お申込み・ご相談受付・デイケア

2016年12月30日(金)~2017年1月3日(火) お休み



〇ご面会時間

10時~20時(通常通り)

〇1階事務窓口

9時~17時30分(通常通り)

面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は1階総合案内横の販売機でご購入をお願いします。なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。利用者さんの感染症予防のため、皆様のご協力をお願いいたします。

パロがやって来た!

「人の心」をケアするアザラシ型ロボット「パロ」が、シーダ・ウォークにやって来ました! 「パロ」は、タテゴトアザラシの赤ちゃんをモデルにしています。さわり心地の良い人工毛皮で覆われているので、体も柔らかいです。鳴き声は、本物の声を使っています。自律型ロボットのため、たくさん可愛がってあげることで感情豊かになります。「パロ」を見掛けた際には、是非話し掛けてみてください。



栄養科より今月の一押しメニュー



12月は、25日(金)クリスマスの昼食に「パセリライス・コンソメスープ・チキンのピザ風焼き・ミニグラタン・デザート」を、ご用意する予定です。

また、31日(土)夕食の年越し椀に始まり、新年1月1日(日)~3日(火)は昼食を中心にお節料理をご用意します。元旦には黒豆・栗きんとんなど「お節盛り合わせ」、2日には「魚の西京焼き」「茶碗蒸し」、3日には「ちらし寿司」にイクラを添えてご用意する予定です。お料理でお正月を楽しんでいただければと思います。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

死亡保険金と特別受益Ⅰ

特別受益とは、共同相続人の中に被相続人から遺贈を受けたり、生前に贈与を受けたりした方がいる場合に、他の相続人の方との間との公平を図る仕組みです。

例えば、被相続人が1,000万円の預貯金を残して死亡したとします。相続人は、子供Aと子供Bの二人です。亡くなる少し前に被相続人からAだけに「生活費の足しにしてくれ」と100万円が贈与されていました。この100万円が特別受益にあたります。

特別受益がある場合、それを相続財産に加算した上で各自の取り分が計算されます。設例の場合、特別受益の100万円を相続財産に加えた1,100万円を二等分した550万円が、A、Bそれぞれの取り分になります。残された1,000万円は450万円の部分と550万円の部分に分け、450万円の部分をAが、550万円の部分をBが相続します。Aは既に100万円の贈与を受けているため、これで各自の取り分が等しくなります。上の例でいう100万円を相続財産に加える操作は、一般に「特別受益の持ち戻し」と呼ばれています。

では、被相続人の方が1,000万円の預貯金を残すと同時に、Aを受取人とする100万円の生命保険金をかけていた時はどうでしょうか。裁判所は原則として生命保険金は特別受益にはあたらないと判断しています(最決平16・10・20民集58-7-1979参照)。言い換えると、1,000万円はAとBが500万円ずつ相続することになります。これとは別にAは100万円の生命保険金を受け取っているため、AとBとではトータルで受け取るお金に不釣り合いが生じますが(A=600万円、B=500万円)、それで良いのだというのが判例です。

もっとも、生命保険金の形になっていると、トータルでの取り分が少なくなる相続人はまったく口を出せないのかということ、そういう訳でもありません。裁判所は一定の場合に生命保険金を持ち戻しの対象になることを認めています(前掲最決)。どのような場合かは、来月号でお話します。

桜丘法律事務所 弁護士 師子角 允彬

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2016年11月25日発行 vol.114 編集:島田・大島

シーダ・ウォークを利用して支払った費用の一部は

医療費控除の対象になります



自分や家族のために医療費を支払った場合は、確定申告で所得税の医療費控除を受けられます。控除額は「医療費負担合計額－所得金額合計額の5%（10万円まで）」で最高で200万円です。シーダ・ウォーク利用料の一部も、医療費として申告することができます。

なお、高額介護サービス費として払戻しを受けている場合は、その費用を医療費控除対象金額から差し引いた金額を申告することになります。

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
志田 歩様
〒0000001234

介護老人保健施設シーダ・ウォーク
CEDAR WALK

社会医療法人 河北医療財団
介護老人保健施設シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180

領 収 書

フリガナ 利用者名	シダ アスミ 志田 歩様	社会医療法人 河北医療財団 介護老人保健施設シーダ・ウォーク 〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9 TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180
保険者番号	123456	保険者名 杉並区
被保険者番号	0000713727	要介護度 要介護4
請求期間	平成28年8月1日～平成28年8月31日	

業内文
シーダ・ウォークをご利用くださりまして、誠にありがとうございます。
毎月27日（土日祝の場合は翌平日）に引落させていただきます。なお、初回振替につきましては引落手続きの都合上、翌月27日に開始となる場合があります。

介護保険サービス	内容	単価	割引	回数	単位計	金額	備考
介護保健施設	Ⅱ型保Ⅰⅱ 4			31日	31,248		8/1～31
介護保健施設	保健施設サービス提供体制加算Ⅰⅱ			31日	558		8/1～31
介護保健施設	保健施設夜勤職員配置加算			31日	744		8/1～31
介護保健施設	保健施設短期集中Ⅰⅱ加算			19日	4,560		8/1～19
介護保健施設	保健施設認知症短期集中Ⅰⅱ加算			31日	2,880		8/1～31
介護保健施設	保健施設栄養マネジメント加算			31日	434		8/1～31
介護保健施設	保健施設初期加算			10日	300		8/1～10
介護保健施設	保健施設処遇改善加算Ⅰ (介護保健施設小計)				1,100		
	介護保険サービス合計				41,824	10.90	20% (医)
						¥91,177	¥91,177

自己負担サービス	内容	単価	割引	回数	金額	備考
食費	食費(夕・昼・朝)	¥1,940		31回	¥60,140	(医)8/1～31
居住滞在費	居住費 (日常生活費小計)	¥2,670		31回	¥82,770	(医)8/1～31
					¥142,910	
課税項目	茶菓代	¥259		31食	¥8,029	8/1～31
非課税項目	日用品費	¥250		31日	¥7,500	8/1～31
非課税項目	教養娯楽費(AQ-ス) (その他の費用小計)	¥200		31日	¥6,270	8/1～31
	自己負担サービス合計					

平成28年8月	日	月	火	水	木	金	土	日
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱

医療費控除対象額	¥234,087	8月分請求額	¥255,816
総額			¥255,816

備考欄 ※老健入所・(予備)短期入所の基本利用料項目について
「Ⅱ型保Ⅰⅱ」「Ⅱ老短Ⅰⅱ」→従来型
「Ⅱ型保Ⅰⅱ」「Ⅱ老短Ⅰⅱ」→在宅強化型 を表します。

対象になる医療費額はどこに書いてあるの？



領収書の中央下に、月ごとの医療費控除額が記載されています。今年度に支払った領収書をお使いください。

注意点として、今年12月末までに引き落としがあった領収書を申告します。ご利用月ではございませんので、ご注意ください。

したがって、12月利用分は1月以降の支払いとなるため、次年度で申告します。

領収済
28.12.27
介護老人保健施設
シーダ・ウォーク

28年1月27日～
28年12月27日の
領収印のものまで！

【よくある質問】

① 送付先が本人のものでなくても大丈夫？
→利用者名にお名前があるので問題ありません。

② 領収書をなくしてしまいました。
→1か月分1,080円で再発行いたします。
再発行までにお時間をいただく場合がございますので、お早めにご連絡ください。

③ どの項目が医療費控除の対象ですか？
→介護保険サービスの自己負担分1割(2割)、食費、居住滞在費(ショート・ロングステイのみ)となります。
領収書の備考欄に「(医)」と記載のあるものが対象項目です。

《左記③補足》

ロングステイ
「介護保健施設」項目すべて
「食費」、「居住費」、「外来診療費」、
「歯科診療費」

ショートステイ
「老健：短期入所療養介護」項目すべて
「食費」、「居住費」

デイケア
「通所リハビリテーション」項目すべて
「食費」